

高知県漁業調整規則の改正について

1 概要

(1) あゆの産卵期保護の一部撤廃（高知県漁業調整規則第 34 条）

あゆ資源をより適切に管理するため、一部の河川において、高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号。以下「規則」という。）におけるあゆの採捕禁止期間（産卵期保護期間）を撤廃する。

（別紙 1 高知県漁業調整規則上のあゆ解禁期間）

(2) ます類の冬季採捕禁止規定の撤廃（規則第 34 条）

あまご資源をより適切に管理するために、規則における「ます類（全長 10 センチメートルを超えるものに限る。）（以下「ます類」とする。）」の冬季採捕禁止期間（12 月 1 日から翌年 2 月 15 日まで又は 10 月 1 日から翌年 2 月末日まで）及び区域を撤廃する。

併せて、委員会指示、漁業権行使規則又は遊漁規則の発出若しくは改正により 10 月 1 日から翌年 2 月末日については、キャッチアンドリリース（以下「C&R」という。）のみ採捕を認める。

（別紙 2 高知県漁業調整規則上のます類解禁期間）

(3) 特定の河川区域における漁具漁法の制限及び採捕禁止期間の撤廃（規則第 38 条及び第 39 条）

餌づり、擬餌づり及び友づり以外の漁具漁法による水産動物の採捕禁止区域の規定（規則第 38 条）、あゆの採捕を禁止する区域並びに使用する漁具又は漁法及び期間の規定（規則第 39 条）を撤廃する。

(4) う飼漁法の禁止区域及び禁止期間の撤廃（規則第 40 条）

う飼漁法の禁止区域及び禁止期間を撤廃する。

(5) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 50 条）

規則第 50 条に「2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」を加える。

(6) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 58 条）

規則第 58 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(7) 文言の適正化（規則第 58 条及び第 59 条）

規則第 58 条第 2 項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第 59 条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

2 改正理由

(1) あゆの産卵期保護の一部撤廃（規則第 34 条）

あゆの再生産が期待できない仁淀川支流坂折川（桐見ダム上流域）及び松田川（坂本ダム上流域）について、あゆ資源を有効活用するため、あゆの産卵期保護のため設定している 10 月 15 日から 12 月 1 日までの採捕禁止期間を削除する。

高知県では、県内河川の状況に応じたあゆの資源保護を行っていく必要があると考えている。天然あゆが多い水域は規則において産卵期を保護し、天然あゆ資源に重点を置いた資源保護を行う。一方、当該区域のような、横断構造物による遡上、降下の阻害があるようなあゆの再生産が期待できない水域は、放流あゆの有効利用を図りつつ、漁業権行使規則及び遊漁規則により、その時点の資源状況に合わせて柔軟に資源利用及び資源保護を行っていく。

(2) ます類の冬季採捕禁止規定の撤廃（規則第 34 条）

C&R によるあまご資源への影響については文献整理及び調査を実施したところ、確実に C&R ができれば極めて影響が低いことが分かった。そのため、ます類の冬季採捕禁止期間及び区域を削除し、県内の内水面全域においてます類（あまご及びいわなを含む。）を周年採捕できるようにする。ただし、本規則改正と併せて、委員会指示（別紙 3 高知県内水面漁場管理委員会指示（案））、漁業権行使規則又は遊漁規則を発出若しくは改めることで、10 月 1 日から翌年 2 月末日までについては、第五種共同漁業権の設定された河川及びその区域において、C&R に限ってます類（あまご及びいわなを含む。）を採捕できるが、それ以外は採捕できない制限を設ける。

あまごの C&R による冬季採捕の解禁は、あまごの遊漁者を河川に呼び込み、遊漁収入の増加を図ることで、その増収により効果的な増殖や魚が住みやすい漁場環境の整備を行うことで、あゆやあまご等の資源管理の強化にも期待できる。さらに、高知県の内水面漁業の振興のみならず中山間地域の地域振興にも大きく寄与する。

(3) 特定の河川区域における漁具漁法の制限及び採捕禁止期間の撤廃（規則第 38 条及び第 39 条）

餌づり、擬餌づり及び友づり以外の漁具漁法による水産動物の採捕禁止区域の規定（規則第 38 条）、あゆの採捕を禁止する区域並びに使用する漁具又は漁法及び期間の規定（規則第 39 条）を撤廃し、漁業権行使規則、遊漁規則、委員会指示など、きめ細やかな漁具漁法の制限を行っていくことで、各河川の状況に応じた資源の適切な保護と有効活用を図っていく。

（４）う飼漁法の禁止区域・禁止期間の撤廃（規則第 40 条）

う飼漁法の禁止区域・禁止期間を撤廃し、採捕の許可の条件や漁業権行使規則により、適切に制限する。

（５）漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 50 条）

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、このうち、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 52 条に 1 項を加える改正規定は令和 6 年 7 月 16 日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

規則の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第 195 条第 3 号で規定されている。

（６）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 58 条）

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当が必要となることから、関係条文を改正する。

（７）文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第 58 条及び第 59 条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

別紙1

<u>現行規則（34条禁止期間）</u> (3) 12/31～5/15 (4) 1/31～5/15、10/15～12/1 (5) 12/31～5/15、10/15～12/1
--

改正後（34条禁止期間）

- (3) 12/31～5/15
- (4) 1/31～5/15
- (5) 1/31～5/15、10/15～12/1
- (6) 12/31～5/15、10/15～12/1

[illegible]

高知県河川概略図（漁業権設定河川） あゆ調整規則改正

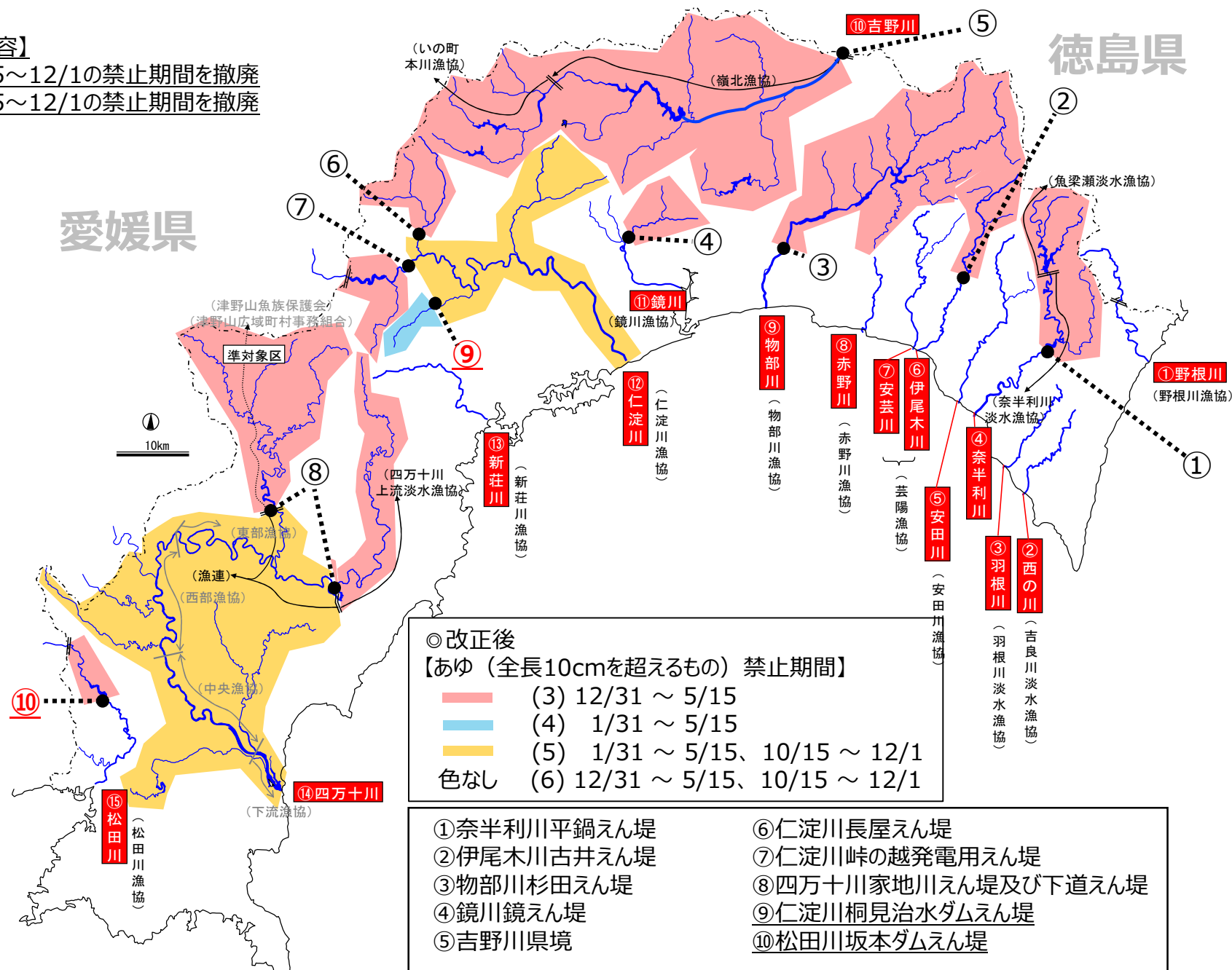
【改正内容】

⑨ 10/15～12/1の禁止期間を撤廃

⑩ 10/15～12/1の禁止期間を撤廃

徳島県

愛媛県



高知県河川概略図（漁業権設定河川） あまご調整規則改正

【改正内容】

全河川

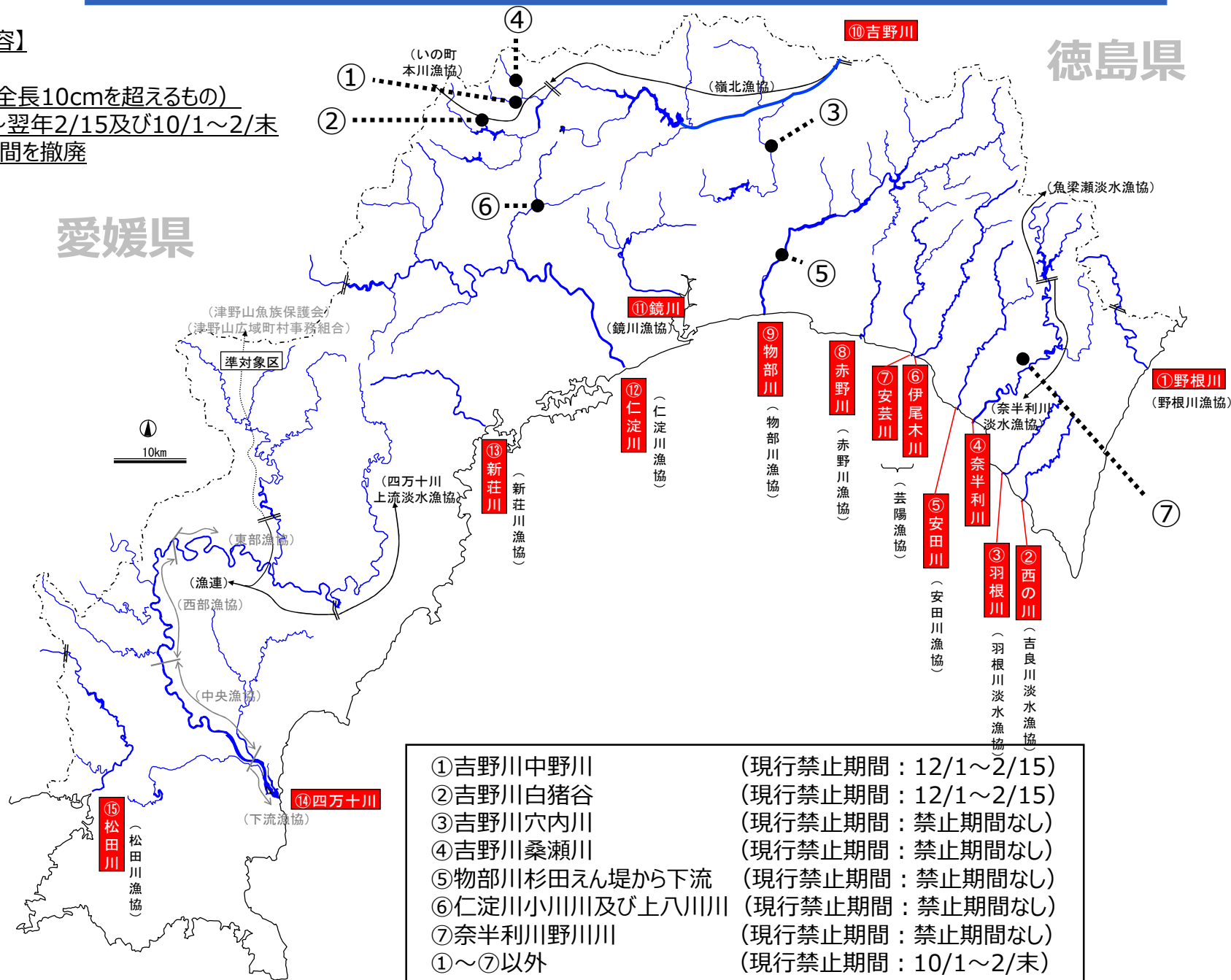
ます類（全長10cmを超えるもの）

の12/1～翌年2/15及び10/1～2/末

の禁止期間を撤廃

愛媛県

徳島県



- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 吉野川中野川 | （現行禁止期間：12/1～2/15） |
| ② 吉野川白猪谷 | （現行禁止期間：12/1～2/15） |
| ③ 吉野川穴内川 | （現行禁止期間：禁止期間なし） |
| ④ 吉野川桑瀬川 | （現行禁止期間：禁止期間なし） |
| ⑤ 物部川杉田えん堤から下流 | （現行禁止期間：禁止期間なし） |
| ⑥ 仁淀川小川川及び上八川川 | （現行禁止期間：禁止期間なし） |
| ⑦ 奈半利川野川川 | （現行禁止期間：禁止期間なし） |
| ①～⑦以外 | （現行禁止期間：10/1～2/末） |

**内水面漁場管理
委員会指示**

高知県内水面漁場管理委員会指示第 号

ます類（あまご及びいわなを含む。以下同じ）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和 年 月 日に、次のとおり指示した。

令和 年 月 日

高知県内水面漁場管理委員会会長

1 指示の内容

（1）採捕の制限

全長10センチメートルを超えるます類を目的に採捕してはならない

（2）採捕の禁止の期間

10月1日から翌年2月末日まで

（3）採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

次のいずれかに該当する場合、1の指示は適用しない。

（1）高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

（2）国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

（3）第五種共同漁業権の漁業権行使規則又は遊漁規則に基づきキャッチアンドリリース（採捕した魚を所持又は販売せず、採捕した場で速やかに再放流すること）を目的とする採捕の場合

3 指示の有効期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで